

エネルギー価格・物価高騰及び価格転嫁対策に関する要望（案）

● 要望項目

内閣府 経済産業省 財務省 P 2	1. エネルギー価格等の高騰対策
内閣府 財務省 P 3	2. 行き過ぎた円安の改善につながる金融・為替政策
内閣府 経済産業省 国土交通省 P 3	3. 地域の経済情勢への対応
農林水産省 P 5	4. 農業者・漁業者等への支援
内閣府 厚生労働省 P 6	5. 医療機関・社会福祉施設等への支援
厚生労働省 P 6	6. 生活困窮者への支援

<凡例>

「提案・要望事項」欄

5月要望から追加した主な事項についてはアンダーラインで示し、削除した主な事項については取消線で示した。

「国予算等の状況」欄

全国枠の金額（単位：億円）である。

[R5 補] = 令和5年度補正予算に計上 [R6 補] = 令和6年度補正予算に計上

提案・要望事項	国予算等の状況（単位：億円）			
	事項	R6 当初予算等	R7 概算要求	R7 予算案等
<p>1. エネルギー価格等の高騰対策 〔政策企画局・総務部・地域振興部・商工労働部〕</p> <p>社会経済活動の基盤となる電気、ガス、ガソリンや灯油等のエネルギー価格の高騰は、県民生活や、農林水産業、商工業、地域経済を支える地域公共交通・貨物運送事業者などの幅広い業種の企業活動に多大な影響を及ぼしている。</p> <p>地方においても地域の生活・経済を守るべく、生活者支援、事業者支援等の地域の実情に合った効果的できめ細かな施策を実施し、物価高騰等に対応してきたが、円安や予期しない国際情勢の変化などにより、電気やガスの価格が高騰する、あるいは、ガソリン等の価格高騰が続くと、個人の生活や事業者の経営に一層影響を及ぼすことから、次のとおり対策を行うこと。</p> <p>(1) エネルギー価格の高騰に対する負担軽減策については、エネルギーの種別に関わらず価格高騰の状況に応じて支援を継続するなど、国として責任を持って機動的に実施すること。</p> <p>また、エネルギー価格の高騰は全国的な課題であるため、LPGガス及び特別高圧電力についても、電気料金（高圧・低圧）・都市ガス料金の価格高騰対策と同様に、国が全国統一的な対策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス価格激変緩和対策事業 ・燃料油価格激変緩和事業 ・タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 	<p>[R5 補]6,416 [R6 予備費]2,124</p> <p>[R5 補]1,532 [R6 予備費]7,730</p> <p>[R5 補]40 [R6 予備費]38</p> <p>[R5 補]15,592 [R5 予備費]11,311</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	

<p>(2) 地域の実情に応じた対策を講じができるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置するとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開するため、地方に対する交付金の繰越要件の緩和や対象事業の拡大等の機動的な運用、手続きの簡素化などを図ること。</p>				
<p>2. 行き過ぎた円安の改善につながる金融・為替政策〔政策企画局〕</p> <p>行き過ぎた円安は、エネルギー価格や物価の高騰を招き、国民の生活や、中小企業・小規模企業者など多くの企業の経営に悪影響を及ぼしている。また、物価上昇は実質賃金の低下にもつながっている。</p> <p>特に、中小企業・小規模企業者の比率が高い地方においては、十分な価格転嫁が行えず、円安による物価高に負けない賃上げが進まないことから、大都市以上に実質賃金が低下し、若者の将来不安がより大きくなり、大都市への転出に拍車をかけていると考えられる。</p> <p>したがって、実効性のある為替政策を行うほか、日本銀行において、円安の原因となっている日米の金利差の圧縮につながる金利の適切な引上げを含めた金融政策が行われるよう連携することなどにより、行き過ぎた円安の改善に取り組むこと。</p>	-			
<p>3. 地域の経済情勢への対応〔商工労働部・土木部〕</p> <p>(1) 県内企業においては、エネルギー価格・原材料価格の高騰が利益を圧迫し、大変厳しい経営環境にある。また、全国的には好業績を上げている大企業を中心に物価の高騰に対応する賃上げが実施されているが、地方の中小企業等においては、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできておらず、賃上げの実現は難しい状況にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業取引対策事業の関係項目 ・中小企業省力化投資補助制度 ・中小企業生産性革命推進事業 	28 [R5 補]8 [R5 補]1,000 [R5 補]2,000	36 - -	

また、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできていない中での最低賃金の大幅な引上げは、中小企業・小規模企業者の給与全体へ影響を及ぼすなど経営に過度な負担となり、とりわけ、小規模企業者の事業継続や雇用継続を阻害しかねない。

については、次のとおり対策を行うこと。

- ① 県内中小企業・小規模企業者の持続的な経営のためには、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境を早急に整える必要があることから、発注企業に対する働きかけや立入調査等の取締体制の強化など、国として責任をもって実効性のある価格転嫁対策を講じること。
- ② 法律違反によって下請企業が受けた不利益には、減額分の返還に法定利息を付すなど、厳格な原状回復が実現するよう勧告や行政指導の内容を強化すること。

また、下請代金支払遅延等防止法違反により勧告を受けた企業等については、過去に遡って調査を行うなど、同法及び独占禁止法に基づく措置や行政指導を含め、可能なあらゆる手段を講じること。

- ③ 可能な限り多くの中小企業・小規模企業者が各種の助成金等を受給し、最低賃金引上げへの対応ができるよう、十分な予算を確保し、生産性向上への支援の一層の強化に取り組むこと。

特に小規模企業者が、中小企業省力化投資補助金やものづくり補助金などの国の助成金を活用しやすくなるよう、要件を緩和すること。

- (2) エネルギー価格・物価の高止まりが続いている上、全国的な賃上げの動きにより、地方の中小企業等においては資金繰りの深刻化が懸念される。また、貸出金利が上昇傾向にあり、今後の資金調達コストの増大が見込まれる。

については、令和6年7月に創設された「経営力強化保証」について、信用保証料率を引き下げるなど事業者の負担を軽減すること。

(3) 昨今の物価の高騰により、予定していた規模の工事が出来なくなるなど公共工事への影響が懸念されるため、必要な予算を確保すること。					
4. 農業者・漁業者等への支援【農林水産部】					
(1) 燃油・肥料や配合飼料等の高騰が農業者・漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、以下の措置を講じること。					
① 価格が高止まりしている化学肥料の代替として、堆肥や汚泥を含む国内資源の活用を推進すること。他方、化学肥料を全て代替することは困難なため、化学肥料原料を安定的に確保するとともに、価格急騰時の補填制度を創設すること。	・施設園芸等燃料価格高騰対策事業	[R5 準]45	—		
② 国において「配合飼料価格安定制度のあり方」に関する検討が行われているが、畜産農家が経営継続に展望を持てるよう、持続可能な制度への見直しを早期に実行すること。	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〔再掲〕	[R5 準]15,592	—		
③ 漁業経営セーフティーネット構築事業について、長引く原油価格の高止まりにより、補填基準価格は上昇し続けており、補填額の減少が懸念される。また、燃料油価格激変緩和対策事業が終了した後の燃油価格動向も不透明であることから、漁業経営への影響を注視し、必要に応じて漁業者の負担を軽減させる措置を講じること。	・漁業経営セーフティーネット構築事業	18 [R5 準]366	220		
(2) 資材高騰下でも経営の継続を確保するとともに、将来にわたる食料の安定供給という観点から国産農水産物の生産を拡大するため、エネルギー効率を上げる取組やコスト低減、省力化、生産性向上につながる生産基盤の強化等への支援を強化すること。	・産地生産基盤パワーアップ事業 ・強い農業づくり総合支援交付金 ・肥料の国産化・安定供給確保対策 ・飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛产地支援	[R5 準]310 121 1 [R5 準]68	— 202 1 —	— — 1 61	

	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） ・飼料増産・安定供給対策 ・株式会社日本政策金融公庫補給金 ・適正取引推進・消費者理解促進対策事業〔再掲〕 ・消費者理解醸成・行動変容推進事業〔再掲〕 ・和牛肉需要拡大緊急対策事業 	[R5 補]291 18 [R5 補]130 177 1 [R5 補]4 1 [R5 補]1 [R5 補]50	— 20 182 4 1 —	
(3) エネルギー価格・物価高騰の終息が見通せない状況にあることから、農林漁業セーフティネット資金に係る特例措置を延長すること。 (4) 肥料、飼料、燃油等資材価格が高止まりする一方で、農水産物への価格転嫁は進んでおらず、経営の先行きが見通せない状況が続いている。再生産が可能となる適正な価格形成の仕組みの構築のほか、賃金引上げ等消費者の購買力向上に向けた環境整備とともに、国産農産物や有機農産物の消費拡大に向けて、その価値が国民に的確に理解される取組を積極的に行うこと。				
5. 医療機関・社会福祉施設等への支援〔健康福祉部〕 物価やエネルギー価格の高騰が続く中、医療機関・薬局、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育施設、児童養護施設・保護施設等において、施設の運営に対する影響が継続している。 これまでに実施された物価高騰対策や、令和6年度の診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定が、エネルギー価格や物価の高騰への対応として十分なものであるかを検証し、必要な対策を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〔再掲〕 	[R5 補]15,592	—	
6. 生活困窮者への支援〔健康福祉部〕 長期に渡る物価高騰の影響を受け、より厳しい状況に立たされている生活困窮者に対し、実情に十分配慮した効果的な支援策が実施できるよう検討するとともに、国の責任において財政措置等を講じること。	—			